にいがた食の安全・安心基本計画（案）

～　見える安全・知る安心 みんなで育む 食のにいがた　～

【にいがた食の安全・安心審議会修正版】

平成１９年３月２２日

新　潟　県

目　次

ページ

1　計画策定の経緯 1

2　計画の位置づけ 1

3　計画の期間 1

4　計画の目標と成果指標 2

5　キャッチフレーズ 3

6　施策の視点と体系 4

7　計画の推進体制 8

8　計画の進行管理と公表 9

9　食の安全・安心に関する基本的施策

視点　1　安全で安心な食品の提供

施策　１　安全で安心な農作物等の提供の推進- １０

施策　２　安全で安心な畜産物の提供の推進 １２

施策　３　安全で安心な水産物の提供の推進 １４

施策　４　安全で安心な加工食品の提供の推進 １５

施策　５　添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底 １７

施策　６　遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止 ２０

施策　７　一貫した監視等の実施 ２１

施策　８　食品等の適正な表示の徹底 ２４

施策　９　危機管理体制の整備 ２７

施策１０　研究開発の推進 ２９

視点　2　食の安全・安心を育む信頼関係の確立

施策１１　県からの情報発信の強化 ３１

施策１２　食品関連事業者から消費者への情報提供の推進 ３５

施策１３　消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進 ３７

施策１４　自主基準の設定及び公開の推進 ３９

施策１５　食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進 ４１

施策１６　食の安全・安心に係る施策の申出制度の普及 ４３

施策１７　食に起因する危害情報の申出制度の普及 ４４

施策１８　国や他の自治体との協力体制の整備 ４５

施策１９　食の安全・安心に係る人材の育成 ４６

施策２０　環境保全に配慮した事業活動の推進 ４８

付 録

用語説明 ５０

にいがた食の安全・安心条例・規則 ５４

1　計画策定の経緯

食の安全・安心は、食料供給県である新潟県にとって極めて重要な課題です。

しかしながら、全国的には食品による健康被害の発生や偽装表示の発覚など、食の安全・安心を揺るがす様々な事件や事故により、消費者の食に対する不安感・不信感が強まり、食の安全・安心の確保が必要となってきました。

新潟県においては、平成１５年８月に「新潟県における食品安全基本方針」を策定し、平成１６年度からは行動計画である「新潟県における食品安全基本方針アクションプラン」により、県の食品安全確保施策を推進してきました。

しかし、これまで以上に食の安全・安心を高めていくためには、行政の取組だけではなく、食品関連事業者（農林水産業から製造、調理、販売等食品に関わるすべての事業者）や消費者の食の安全・安心に対する意識を高め、関係者が一体となって取り組む必要があります。そこで、食の安全・安心に関する理念や関係者の責務・役割を明確にした「にいがた食の安全・安心条例（以下「条例」という。）」を平成１７年１０月に制定するとともに、条例第９条に基づき「にいがた食の安全・安心基本計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

2　計画の位置づけ

計画は、消費者・食品関連事業者・行政が一体となって食の安全・安心に取り組むための総合的な計画として策定したものであり、条例の条項に沿って行う中期的な取組の内容を明らかにするものです。

なお、この計画と関連する他の計画は次のとおりです。

- 新潟県「夢おこし」政策プラン*　：平成１８～２８年度
- にいがた農林水産ビジョン*　：平成１８～２４年度
- 新潟県健康福祉ビジョン*　：平成１８～２８年度
- 新潟県健康づくり指針「健康にいがた２１」　：平成１２～２２年度
- 「バイオマスにいがた」構想　：平成１７～２４年度
- 新潟県農林水産関係試験研究推進構想　：平成１８～２４年度
- にいがた２１地産地消運動マスタープラン　：平成１８～２０年度
- 新潟県食育推進計画*　：平成１９～２２年度
- 新潟県食品衛生監視指導計画*　：　毎年度策定
- 新潟県環境基本計画　：平成１９～２８年度

3　計画の期間

この計画の期間は、新潟県「夢おこし」政策プランや、新潟県健康福祉ビジョン、にいがた農林水産ビジョンなど他の中長期計画との整合性を図るため、平成１９年度から２４年度までの６年間とします。

また、条例には施行後３年となる平成２０年度に見直しを行うとの規定が盛り込まれていることから、平成２０年度末に計画の中間見直しを行うこととします。

なお、計画を変更する場合は、県民や条例に基づき設置する「にいがた食の安全・安心審議会」の意見を十分に聞いた上で見直しを行います。

4　計画の目標と成果指標

目　　標　：　食の安全・安心の実現
成果指標　：　食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合

区　分	現　状（平成18年）	中間目標（平成20年）	目　標（平成24年）
県　内	42.2%	50.0%	50%以上
首都圏	42.8%	50.0%	50%以上

条例の目的と基本理念の実現に向け、計画の目標として「食の安全・安心の実現」を掲げます。

食の安全・安心は、食料供給県として確実に食品等の安全性確保を行うとともに、全国の消費者の皆さんから、県産食品に対する信頼を得ることができて、はじめて実現するものと考えています。

この目標を実現するためには、県としての積極的な取組はもとより、食品関連事業者、消費者といった関係者が一体となり、安全確保と信頼確保の取組を行う必要があります。そして、この目標の到達度を測る成果指標として、「食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」を掲げます。

この成果指標値は、県民及び首都圏の消費者を対象として実施する「新潟県夢おこし政策プラン」推進のための意識調査により把握します。

平成１９年１月に行われた調査では、新潟県における食の安全・安心の取組が十分、ほぼ十分に行われているとの回答が、県内、県外ともに４２％台であったことから、目標値としては、過半数の満足を目指し「５０％以上」を設定します。

本計画に基づく様々な取組を関係者一体となってすすめることにより、目標値の達成を目指します。

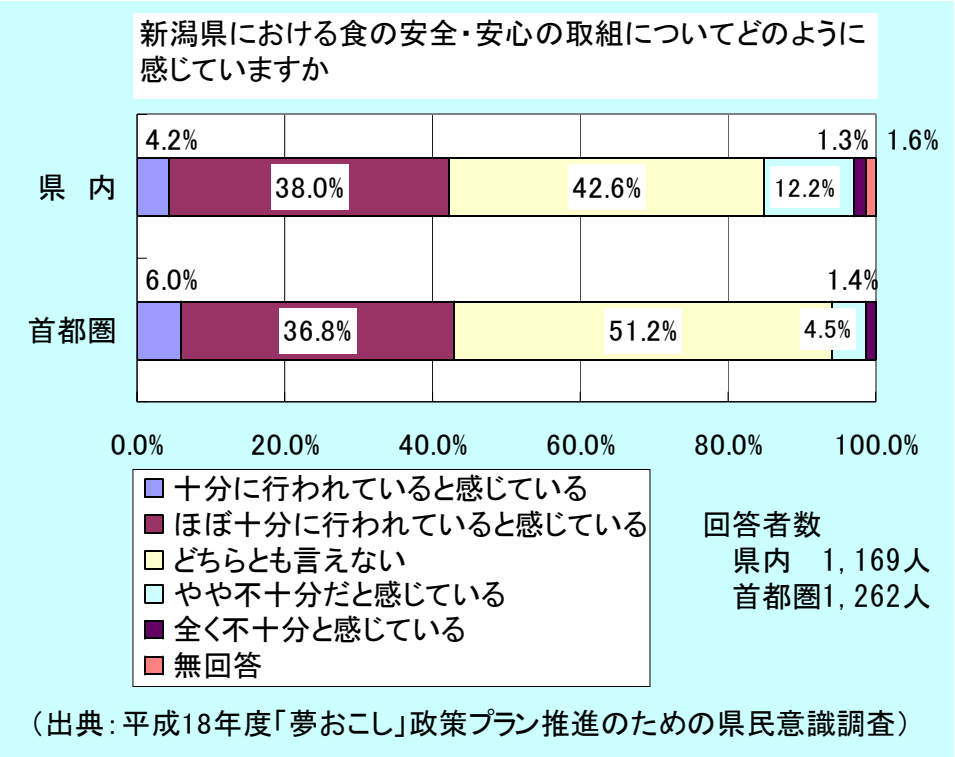

（出典：平成18年度「夢おこし」政策プラン推進のための県民意識調査）

5　キャッチフレーズ

～　見える安全 知る安心 みんなで育む食のにいがた　～

この計画を推進するにあたり、県民のみなさまから食の安全・安心施策の重要性を理解していただくため、キャッチフレーズを設定し、にいがた食の安全・安心基本計画のＰＲに活用します。

「見える安全」　食品の安全性が確認できる取組を表しています。

主な取組

・安全で安心な食品等の提供を推進するため、食品関連事業者への指導を行います。
・食品の行政検査をしっかり行い、結果を迅速に公表します。
・正確な食品表示がされるよう、食品関連事業者の指導取締を行います。

「知る安心」　食に関する情報を消費者に伝える取組を表しています。

主な取組

・行政からの正確な情報発信を強化します。
・食品関連事業者からの食の安全・安心に関する情報発信を支援します。
・消費者、食品関連事業者、行政の間で、食の安全についての相互理解を推進します。

「みんなで育む食のにいがた」

「見える安全」と「知る安心」をキーワードに、消費者、食品関連事業者、行政が一体となって食の宝庫「にいがた」で安全・安心の取組を展開するイメージを表すものです。

6　施策の視点と体系

条例においては、「食の安全・安心」を「食品等の安全性確保」と「食品等に対する消費者の信頼性確保」と定義していることから、計画の目標である「食の安全・安心の実現」に向け、大きく２つの視点から施策を展開していきます。

２つの視点から展開する施策については、条例の第２章「食の安全・安心に関する基本的施策」の条項ごとに整理し、２０の施策にまとめました。

個々の施策には、県の取組や取組指標の他に食品関連事業者、消費者それぞれの役割も規定し、県、食品関連事業者、消費者が一体となって推し進めることにより「食の安全・安心」を実現します。

視点１　安全で安心な食品の提供 ～見える安全～

新潟県は、米を中心とした様々な農林水産物や加工食品の一大供給県です。県民はもとより、全国の消費者の皆さんに安全で安心な食品を安定して提供することは、県民の健康を保護する上での基礎となるとともに、食料供給県としての責務でもあります。

安全な食品を安定して供給できる仕組みを作り、それを全国の消費者にＰＲしていくことは、「安全・安心なにいがた」といったブランドイメージを確立し、高付加価値化、有利販売にもつながるものであり、県内の農林水産業、食品産業の振興のためにも極めて重要です。

そのため、県は生産から消費に至る一連の過程の各段階において食品の安全性確保の取組が適切に講じられているか、表示等が適正になされているか、指導・監視・検査を行うとともに、食品関連事業者の自主的な取組を推進する必要があります。

また、これらの取組を科学的知見に基づき行うための研究開発の推進や不測の事態に備えた危機管理体制づくりを行うなど、食の安全確保施策を総合的に進めていきます。

視点２　食の安全・安心を育む信頼関係の確立 ～知る安心～

食の安全・安心を推進するためには、安全な食品を供給するだけでなく、食品を供給する側や行政が消費者から信頼されることが必要です。県は市町村と連携も図りながら食の安全・安心に関する様々な情報や意見交換の機会を提供し、消費者と生産者、製造加工業者、販売者、行政機関などの相互理解を進めることが重要です。

そのため、県はあらゆる媒体を活用し、食品関連事業者や消費者に対し、食の安全･安心に関する情報をわかりやすく十分に提供するとともに、食品関連事業者から消費者へ向けた情報発信についても支援します。

なお、多くの県民が参加し、行政、食品関連事業者、消費者が協働して食の安全・安心の推進に取り組むため、県民意見を取り入れた施策を策定し実施するとともに、それらの取組をサポートする人材の育成を行います。

また、別に定める新潟県食育推進計画に基づき、食育や地産地消を推進することにより、食品関連事業者の活動や食の安全・安心に対する県民の理解を深めていきます。

施策の体系図

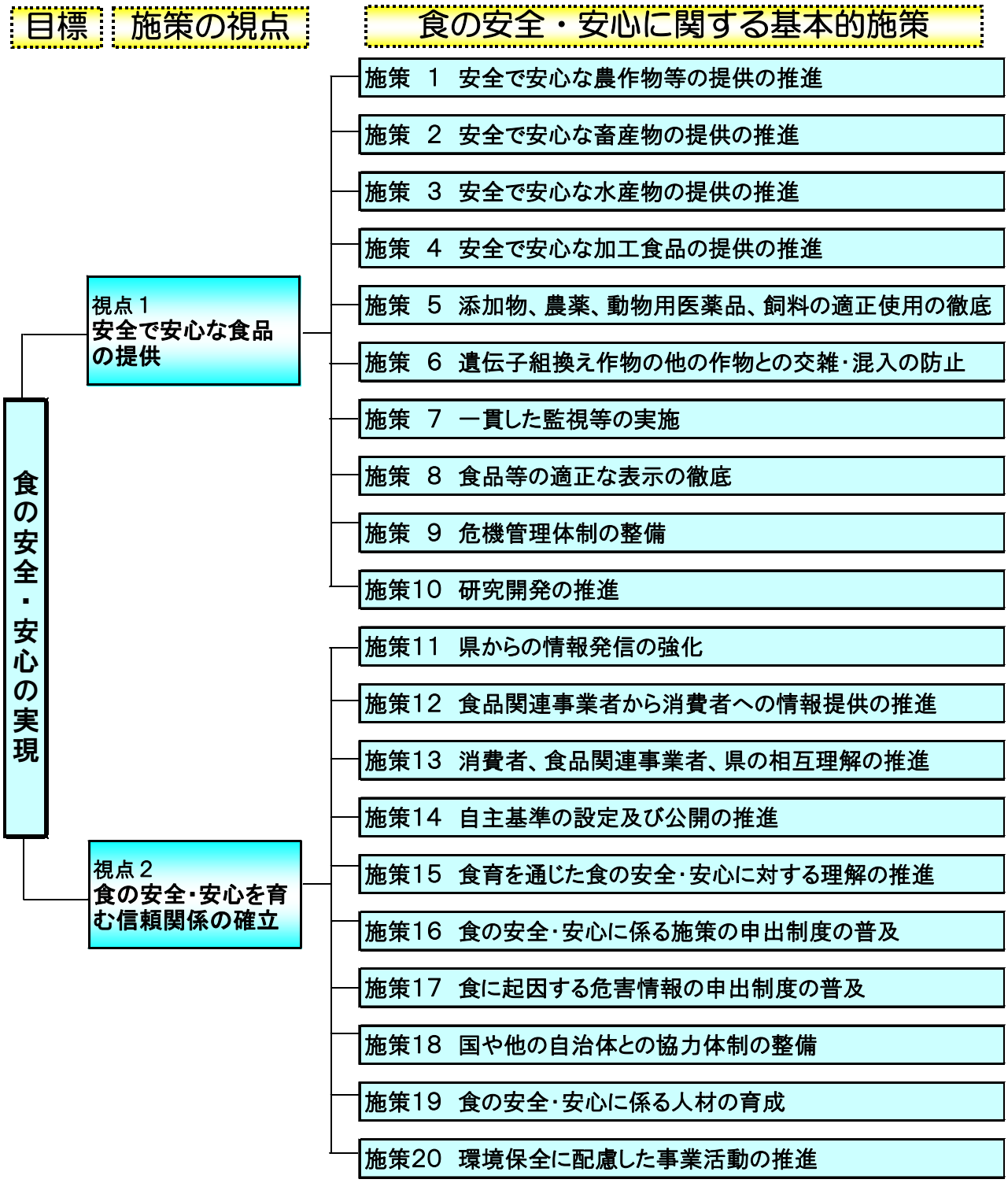
目標
施策の視点
食の安全・安心に関する基本的施策
食の安全・安心の実現
視点１
安全で安心な食品の提供
視点２
食の安全・安心を育む信頼関係の確立
施策　１　安全で安心な農作物等の提供の推進
施策　２　安全で安心な畜産物の提供の推進
施策　３　安全で安心な水産物の提供の推進
施策　４　安全で安心な加工食品の提供の推進
施策　５　添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底
施策　６　遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止
施策　７　一貫した監視等の実施
施策　８　食品等の適正な表示の徹底
施策　９　危機管理体制の整備
施策10　研究開発の推進
施策11　県からの情報発信の強化
施策12　食品関連事業者から消費者への情報提供の推進
施策13　消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進
施策14　自主基準の設定及び公開の推進
施策15　食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進
施策16　食の安全・安心に係る施策の申出制度の普及
施策17　食に起因する危害情報の申出制度の普及
施策18　国や他の自治体との協力体制の整備
施策19　食の安全・安心に係る人材の育成
施策20　環境保全に配慮した事業活動の推進

にいがた食の安全・安心基本計画　指標一覧

成果指標

項　目		現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合	**県内**	**42.2%**	**50.0%**	**50%以上**
	首都圏	**42.8%**	**50.0%**	**50%以上**

取組指標

○今後、伸ばすべき取組指標（数値が増加することで食の安全・安心が進みます）

No	項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）	関連する施　策
1	特別栽培農産物等面積	9,403ha （平成17年）	35,000ha	55,000ha	1,20
2	エコファーマー認定者数	1,143人 （平成17年）	2,500人	4,400人	1,20
3	HACCP方式導入畜産農場の認定数	92戸 （平成17年）	115戸	150戸	2
4	高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数	4箇所	5箇所	8箇所	3
5	衛生管理型漁港の整備着手港数	1港	2港	2港	3
6	HACCP普及講習会受講者数（延べ数）	0人	150人	300人	4
7	HACCPを取り入れた衛生管理手法について県の認定を受けている食品営業施設数	0施設	20施設	50施設	4
8	検査可能な農薬・動物用医薬品数	約300種	400種以上	400種以上	10
9	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	10,936 （平成17年）	20,000	30,000	11,15
10	メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数	197人	1,500人	3,000人	11
11	食の安全・安心出前講座開催数	1回	10回	20回	11
12	県からの食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	23.6%	35.0%	50.0%	11,15
13	健康づくり支援店指定数	874店	1,250店	1,700店以上	12,15
14	学童等体験活動参加者数（修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生の数）	87,418人・日 （平成16年）	110,000人・日	130,000人・日	12,15
15	県民意見交換会の開催回数	4回	7回	14回	13
16	食育に関心を持つ県民の割合	59.8%	75%	90%以上	15
17	食育ボランティア登録数	165人	200人	200人	15,19
18	学校給食における地場産農林水産物の使用割合	27.1%※ （平成16年）	30.0%	30.0%	15
19	食品衛生監視員のHACCP研修受講率	89%	94%	100%	19

※ この調査の対象月は6月と11月です。

○今後、減少させる取組指標（数値が減少することで食の安全・安心が進みます）

No	項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）	関連する 施　策
1	県内の食中毒罹患率（人口10万人あたり）	24.5人※	22人	20人以下	4,7
2	食品衛生法に基づく規格基準検査違反率	0.8% （平成17年）	0.7%	0.6%	5,7

※ この数値は過去5年間（平成14年～18年）の平均値です。

○今後、維持する取組指標（現行の取組を維持することで食の安全・安心が維持されます）

No	項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）	関連する 施　策
1	飼養衛生管理基準の遵守農場割合	100%	100%	100%	2
2	24か月齢以上の死亡牛のBSE検査実施率	99.9% （平成17年）	100%	100%	2
3	農家巡回による動物用医薬品の適正使用指導（巡回農場割合）	100%	100%	100%	5,7
4	農業者・農薬販売店等に対する講習会受講者数（新潟県病害虫防除所主催）	217人	500人	500人	5,7
5	食品衛生責任者実務講習会受講率（県所管分）	96%	100%	100%	5,8
6	広域流通食品製造施設監視数	2,327回 （平成17年）	2,300回	2,300回	8
7	食品表示ウォッチャーによる調査店舗数	990店舗	990店舗	990店舗	8
8	健康危機管理対応演習実施回数	1回	1回	1回	9
9	環境保全型農業の推進に向けて取り組む研究課題数	11課題	11課題	11課題	10
10	にいがた食の安全・安心審議会の開催回数	4回	3回	3回	13
11	にいがた食の安全・安心サポーター数	34人	40人	40人	19
12	農薬管理指導士資質向上研修受講者数	652人	700人	700人	19
13	家畜排せつ物法を遵守している生産者の割合	100%	100%	100%	20

7　計画の推進体制

食の安全・安心に深く関係する県庁内関係課で組織した「食の安全・安心戦略会議」を中心に、「にいがた食の安全・安心審議会」の意見を踏まえ、国や他の都道府県とも連携しながら食の安全・安心に関する施策を、総合的かつ計画的に推進します。

地域においては、食育の推進と合わせ、県の地域機関で組織する「地域振興局食育・食の安全連絡会議（仮称）」を中心に、市町村や関係団体、地域住民らと連携し、県民とリスクコミュニケーション*を図りながら計画を推進します。

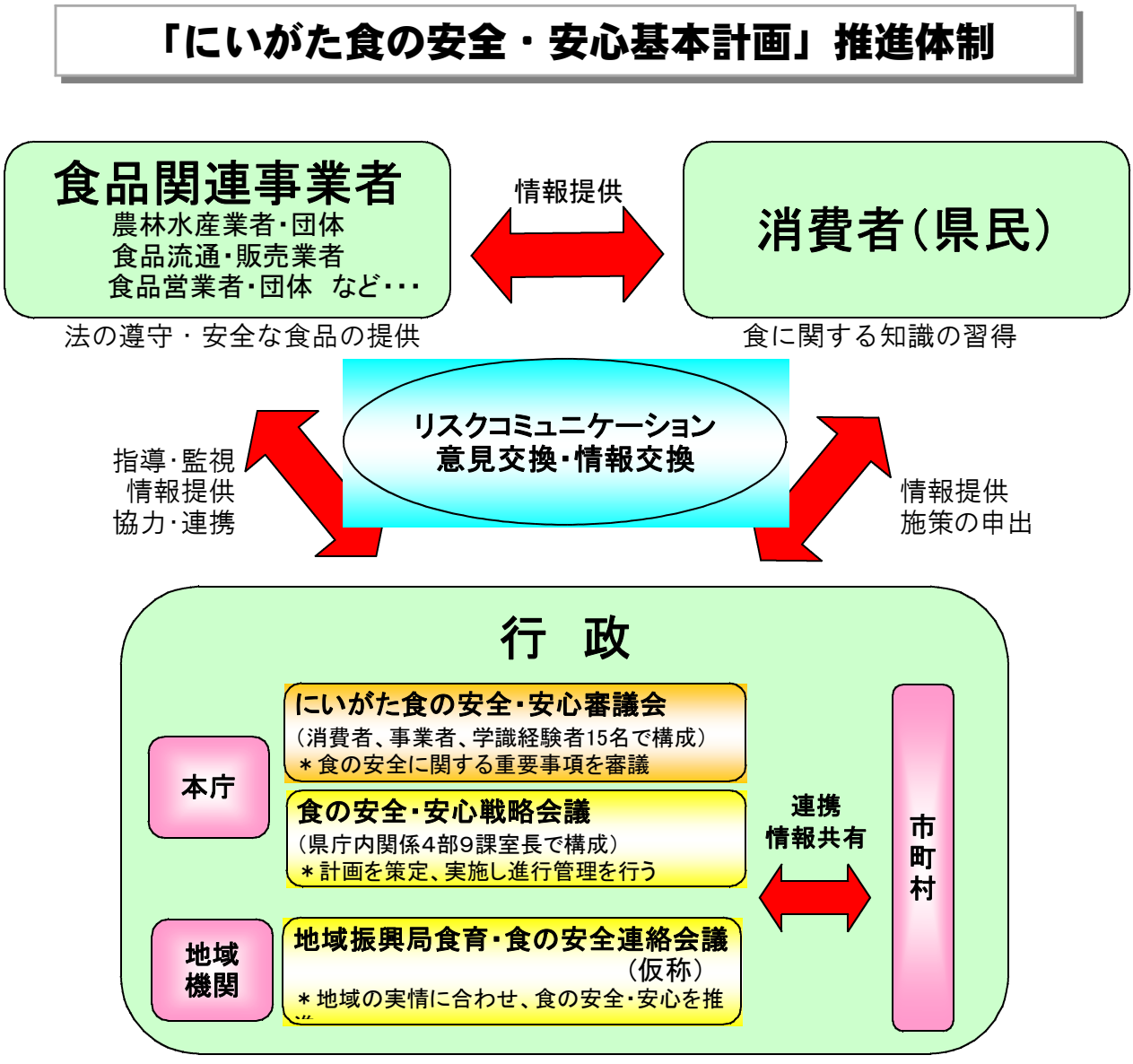

○　関係者（食品関連事業者・消費者）の役割について

条例第３条では、基本理念として「食の安全・安心は、消費者、食品関連事業者及び県の相互理解と協力の下に行わなければならない。」とされています。

食品の安全性の確保には、県民の皆さんが食品の安全性等に関する知識及び理解を深め、食品関連事業者が行う食の安全・安心への取組に対する理解と協力が不可欠です。

条例では、県民の皆さんが一定の役割を担うことを期待し、県の責務、食品関連事業者の責務の他に、県民の役割を規定しています。

8　計画の進行管理と公表

計画の実効性を確保するために、成果指標などを活用した進行管理を行い、必要に応じにいがた食の安全・安心審議会から点検を受けながら計画を進めていきます。

実施状況は毎年度公表し、県民の皆さまの意見を求めながら必要に応じ実施方法等を見直していきます。

9　食の安全・安心に関する基本的施策

視点１　安全で安心な食品の提供

施策１　安全で安心な農作物等の提供の推進

現状と課題

輸入ほうれん草の残留農薬問題などが報道され、「食」に対する意識が高まるとともに、農林水産物の安全性や信頼性に対する関心が高まっています。また、ポジティブリスト制度*が導入され、農薬の使用履歴など記録の重要性がより高まっています。

安全で安心な農作物や林産物の生産を推進するため、消費者ニーズに対応したトレーサビリティ*の確立及び取組拡大や食品安全ＧＡＰ*の推進等により、生産履歴の情報開示や安全を高める取組を推進する必要があります。また、生産者に対する農薬の適正使用と記録に関する指導を継続して実施する必要があります。

取 組 方 針

○　生産者に対し、農作物等の生産技術及び管理技術の普及を図り、消費者への安全で安心な食品の提供を推進します。

○　安全・安心な県産農作物等の生産・供給と消費者の信頼確保のため、消費者ニーズに対応したトレーサビリティの確立と取組拡大を図っていきます。

県　の　取　組

１　品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法*を活用した安全・安心な農作物等生産技術の普及

農業総合研究所等で開発された、コシヒカリＢＬ*や新たに開発される防除技術等の農業者への普及を図ります。

２　環境保全型農業の推進

たい肥等有機質資源を利用した土づくりを基本とし、化学合成農薬や化学肥料の使用量を低減した栽培の実践を通じ、環境と調和した環境保全型農業を推進します。

また、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、環境保全型農業を実践する農業者をエコファーマー*として認定します。

３　食品安全ＧＡＰの啓発・普及と導入支援

より安全・安心な農作物等を消費者へ提供するため、食品安全ＧＡＰ（農作物等の生産の各段階における安全確保に向けた取組）についての啓発・普及と導入支援を行います。

４　トレーサビリティの導入支援と普及啓発

生産者及び生産者団体が行う生産履歴記録等を、電子データとして保管・活用するための、サーバー、パソコン等システム導入に必要な情報関連機器等の整備について支援します。

また、消費者ニーズの把握に努めるとともに、消費者・食品関連事業者向けＰＲチラシの作成、

配布を行い、トレーサビリティについて普及・啓発を行います。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や関係団体の広報、講習会などから情報を収集し、農業生産技術の習得や生産履歴の記録に努めるとともに、環境と調和した環境保全型農業や食品安全ＧＡＰに積極的に取り組みます。

消　　費　　者：食に関する意見交換会や交流会、農業体験などへの積極的な参加を通じ、県内農業や農作物の生産、流通及び食の安全・安心のためのコストについて理解を深め、県産農作物等の消費に努めます。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
特別栽培農産物等面積*	9,403ha （平成17年）	35,000ha	55,000ha
エコファーマー認定者数	1,143人 （平成17年）	2,500人	4,400人

施策２　安全で安心な畜産物の提供の推進

現状と課題

ＢＳＥ（牛海綿状脳症）の発生、牛肉の偽装表示などにより畜産物の安全性や信頼性に対する関心が高まっています。また、ポジティブリスト制度*が導入され、動物用医薬品の使用履歴など飼養管理記録がより重要となっています。

また、安全で安心な畜産物の生産を推進するため、衛生的管理の指導、伝染病の監視はもとより、動物用医薬品の適正使用や飼養管理記録の普及を図るため、生産段階にＨＡＣＣＰ（ハサップ）*方式による衛生管理手法の導入を推進する必要があります。併せて、消費者ニーズに対応した畜産物のトレーサビリティ*の確立と取組拡大が必要です。

取 組 方 針

○　安全で安心な畜産物の生産を推進するため、家畜の飼養に当たっての衛生的な管理技術の普及を図っていきます。

○　人の健康にも影響を及ぼすＢＳＥなど家畜伝染病の検査、監視を行うとともに防疫体制の整備を図っていきます。

○　安全・安心な県産畜産物の生産・供給と消費者の信頼確保のため、消費者ニーズに対応したトレーサビリティ*の確立と取組拡大を図っていきます。

県 の 取 組

１　家畜伝染病予防法で定められた飼養衛生管理基準*の遵守状況調査・指導

家畜の飼養段階における衛生管理を改善することにより、伝染性疾病の発生を抑制し、安全な畜産物を供給するため、衛生管理の方法について家畜の所有者が守るべき基準が定められたことから、この基準の遵守状況を調査し、それに基づいた指導を行います。

２　ＨＡＣＣＰ（ハサップ）方式導入のための啓発・指導、導入農場の認定

畜産物の安全性を確保するため、ＨＡＣＣＰの考え方に基づいた家畜の飼養衛生管理（ＨＡＣＣＰ（ハサップ）方式）の導入を推進するよう啓発・指導を行います。

また、この方式を導入した農場を安心農場として認定します。

３　家畜伝染病の検査、監視及び防疫体制の整備

家畜伝染病の中には、人に感染するものもあることから検査、監視を行うとともに防疫体制の整備を行います。

中でも、ＢＳＥについては、国内の感染状況の正確な調査及びＢＳＥ対策を検証するため、法律に定められた２４か月齢以上の死亡牛の全頭検査を行います。

４　牛肉トレーサビリティ法に基づく生産履歴情報管理システムの円滑な運用に向けた協力

国が行う特定料理（焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ）提供業者等への　監督指導・調査に関して、県としても必要に応じて協力していきます。

５　豚肉の生産履歴情報の開示の推進

生産者団体が行う豚肉の生産・出荷情報の電子データでの保管、生産履歴情報の提供を推進するため、養豚農家の取組拡大を図ります。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や関係団体の広報、講習会などから情報を収集し、飼養衛生管理技術の向上を図るとともに、生産履歴の記録に努め、積極的にＨＡＣＣＰ（ハサップ）方式の導入を図ります。

消　　費　　者：食に関する意見交換会や交流会、畜産の体験学習会などへの積極的な参加を通じ、畜産や畜産物の生産、流通及び食の安全・安心のためのコストについて理解を深め、県産畜産物の消費に努めます。

また、ＢＳＥなどの人の健康に影響を及ぼす家畜の伝染病に関する知識の習得に努めます。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
飼養衛生管理基準の遵守農場割合	100%	100%	100%
HACCP（ハサップ）方式導入農場の認定数	92戸 （平成17年）	115戸	150戸
24か月齢以上の死亡牛のBSE検査実施率	99.9% （平成17年）	100%	100%

施策３　安全で安心な水産物の提供の推進

現状と課題

水産物は、従来から鮮度が消費者の選択の重要な要素となっており、安全性はもとより漁獲の段階から鮮度保持を図ることが重要となっています。

安全で安心な水産物の提供を推進するため、生産から陸揚げ、流通に至る一貫した鮮度・衛生管理体制の確立を図る必要があります。

取組方針

○　水産物の衛生管理指導を行います。

○　水産物の鮮度・衛生管理に必要な施設整備を行います。

県 の 取 組

１　鮮度・衛生管理対策についての啓発・指導

講習会や巡回指導等により、漁業関係者に対する適切なアドバイスや情報提供を行い、鮮度・衛生管理に関する知識の普及を図ります。

２　高度な鮮度・衛生管理施設の導入に対する支援

高度な鮮度・衛生管理のための海水清浄化装置、海水冷却装置等の機器・施設整備について、漁業協同組合や漁業者の積極的な導入を推進するため、補助、融資等の支援を行います。

３　衛生管理型漁港の整備

清浄海水導入施設、鳥獣侵入防止施設、汚水排水処理施設等、衛生管理に対応した漁港整備を推進します。

関係者の役割

食品関連事業者：行政、関係団体の広報や講習会などから情報を収集し、鮮度管理の取組を推進するとともに、新鮮な水産物を適正に衛生管理し、速やかに消費者に届くよう努めます。

消　　費　　者：食に関する意見交換会、交流会への参加や、魚まつりなどのイベントを通じて、水産物の生産、流通及び食の安全・安心のためのコストについての理解を深め、県産水産物の消費に努めます。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
高度な鮮度･衛生管理施設導入荷捌き所数	4箇所	5箇所	8箇所
衛生管理型漁港の整備着手港数	1港	2港	2港

施策４　安全で安心な加工食品の提供の推進

現状と課題

県内には多種多様な食品の製造加工施設があり、全国に向け米菓や漬物などの特産品だけではなく、様々な加工食品を供給しています。

全国に安全で安心な加工食品を供給し、県内外の消費者からの信頼を確保するためには、衛生管理のさらなる向上が求められています。

また、旅館や飲食店、給食施設などにおける食中毒の予防は、県民の健康保護の観点から極めて重要です。

そのため、食品の製造、加工、販売、調理、提供を行う営業者に対し食品衛生に関する最新知識の普及を図るとともに、高度な衛生管理手法であるＨＡＣＣＰ（ハサップ）の導入が期待されています。

参考データ：新潟県による不良食品調査件数＜過去５年間＞（監視による発見数＋苦情届出数）

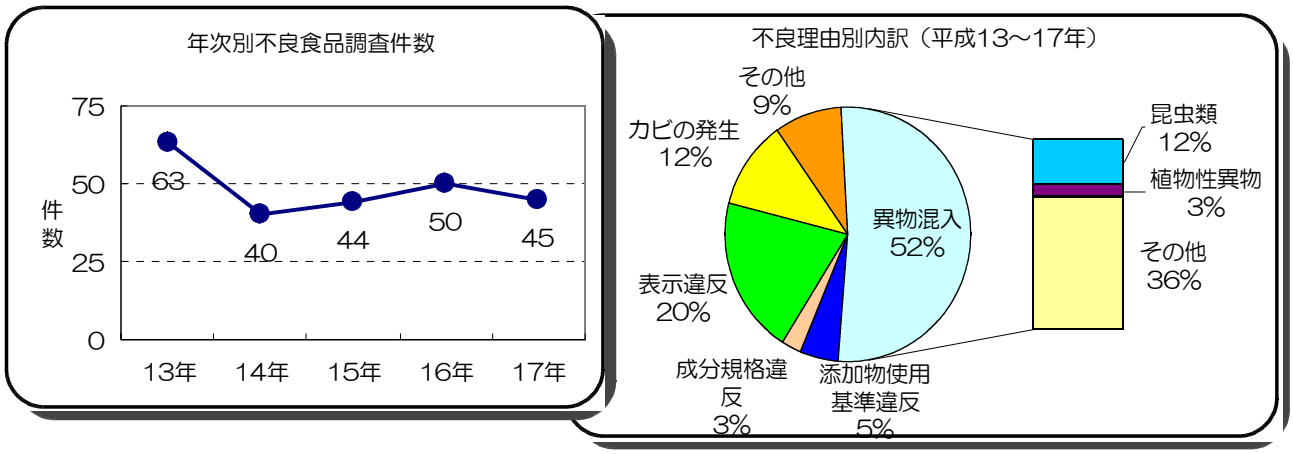

取 組 方 針

○　安全で安心な食品の提供のため、食品の製造、加工、販売、調理、提供等を行う食品関連事業者に対し、食品衛生に関する知識の普及を図っていきます。

○　ＨＡＣＣＰ（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理手法の普及を推進します。

県 の 取 組

１　各種講習会や機関紙等による食品衛生知識の指導・普及

食品営業施設に設置が義務づけられている食品衛生責任者の養成講習会・実務講習会や関係団体、食品関連事業者が開催する講習会・研修会や社団法人新潟県食品衛生協会など関係団体の機関紙等を通じて、食品の製造、加工、調理、販売等を行う事業者に対し、食品衛生に関する基礎知識、最新知識の指導・普及を図ります。

２　新潟県食品衛生監視指導計画*に基づく監視時の指導

新潟県食品衛生監視指導計画に基づき、効率的、計画的に監視指導を行うとともに、指導に際しては、事業者に対し適切なアドバイスや資料提供を行い食品衛生知識の普及を図ります。

３　ＨＡＣＣＰ（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理手法の普及

ＨＡＣＣＰ（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理を普及するため、取り組んでいる施設の認定制度を創設し、積極的に取り組んでいる企業を支援します。

この制度の普及のため、認定を取得するための手引き書を作成し、食品関連事業者を対象としたＨＡＣＣＰ（ハサップ）に関する研修を県内各地で実施します。

４　総合衛生管理製造過程の導入指導

厚生労働省が行っているＨＡＣＣＰ（ハサップ）認証制度（総合衛生管理製造過程承認制度）に取り組む企業に対して、積極的に導入指導を行います。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や関係団体の広報、講習会などから情報を収集し、食品衛生に関する最新の知識や高度な衛生管理に関する知識を習得するとともに、積極的にその導入や実践に努めます。

各種認定・認証制度など食の安全・安心につながる仕組みを積極的に活用します。

消　　費　　者：食に関する意見交換会や交流会、工場見学会などへの積極的な参加を通じ、県内食品関連事業者の食の安全・安心に関する取組及び食の安全・安心のためのコストについて理解を深め、県産食品の消費に努めます。

各種認定・認証制度の意味や効果を理解し、積極的に取り組んでいる事業者の製品を選択するなど自らの消費行動に積極的に活用するよう努めます。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
県内の食中毒罹患率(人口10万人あたり)	24.5人※	22.0人	20人以下
HACCP（ハサップ）普及講習会受講者数(延べ数)	0人	150人	300人
HACCP（ハサップ）を取り入れた衛生管理手法について県の認定を受けている施設数	0施設	20施設	50施設

※この数値は過去5年間(平成14年～18年)の平均値です。

施策５　添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底

現状と課題

平成１７年度に実施した県民アンケート結果では、食への不安要因として食品添加物の使用や農薬の残留が上位を占めており、それらについて関心の高さが示されています。

安全で安心な食品等の提供を推進し、食品等に対する信頼性を確保するため、食品添加物、農薬、動物用医薬品及び飼料の適正な使用と使用履歴の記録について引き続き指導していく必要があります。

また、農林水産物や加工食品の安全性や信頼性を高めるため、生産者や食品営業者が自ら生産物、製品の検査を行う自主検査の推進を図る必要があります。

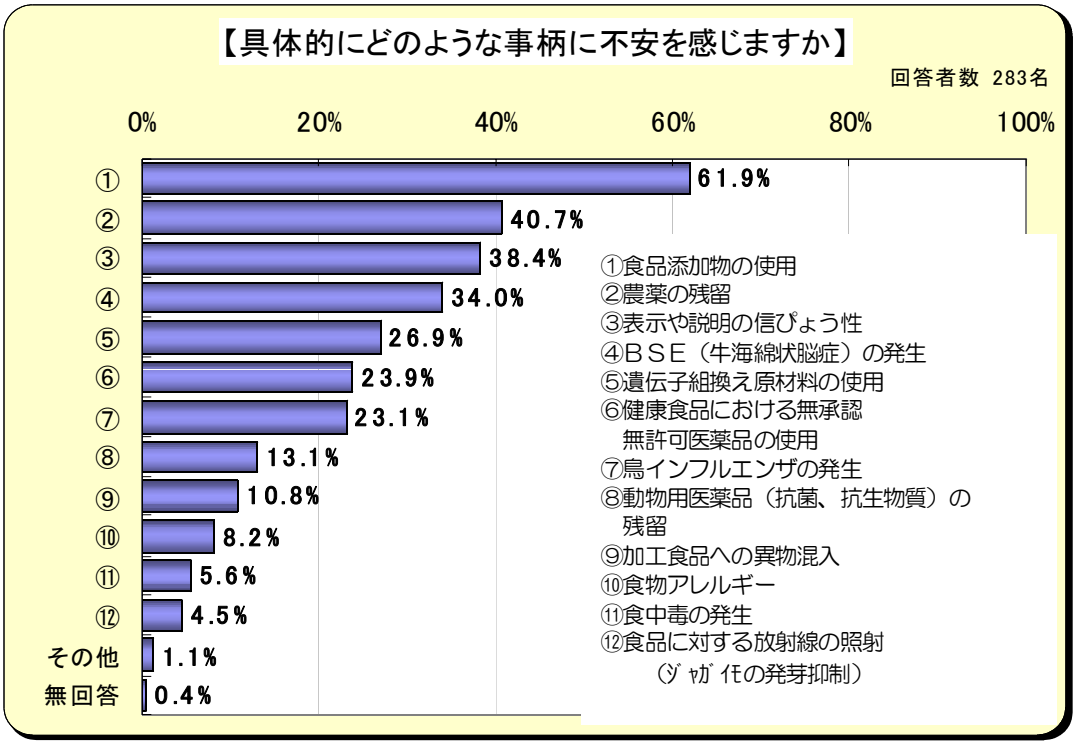

（出典：平成18年度県民アンケート調査）

取 組 方 針

○　添加物や農薬、動物用医薬品、飼料の適正な使用や使用履歴の記録について、広く食品関連事業者に対し指導していきます。

○　添加物等の適正使用を確認するため、食品関連事業者が自ら生産物・製造物の検査を行うよう指導していきます。

県 の 取 組

１　添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の指導

（１）添加物の適正使用の指導

関係団体等が主催する各種講習会や団体等の機関紙及び施設の監視指導等を通じて、食品営業施設に対する食品添加物の適正な使用と使用履歴の記録の徹底について指導します。

（２）農薬の適正使用の指導

各種講習会、現地指導等を通じて、農業者に対する農薬の適正使用と使用履歴の記録について指導します。

また、農薬による人畜・環境等への被害を未然に防止するため、農薬危被害防止運動*を市町村・農業関係機関・団体と連携して実施し、農薬の適正使用を啓発します。

（３）動物用医薬品の適正使用の指導

畜産農家、養殖業者の巡回等による動物用医薬品の適正使用と使用履歴の記録についての指導、飼育動物診療施設巡回による獣医師の生産者への適正な指示並びに家畜及び養殖魚への適正投与を指導します。

また、動物用医薬品販売業への立入検査等により動物用医薬品の適正販売を指導します。

（４）飼料の適正使用の指導

飼料添加物などの畜産物への残留を防止するため、飼料の製造・販売業者及び農家の巡回により使用基準が定められた飼料の適正な使用について周知、徹底を図ります。

２　食品衛生監視指導計画に基づく行政検査の実施

農林水産物、市場流通食品について計画的に行政検査を実施することにより、食品添加物や農薬、動物用医薬品が適正に使用されているか確認し、食品関連事業者に対する指導や取締を行います。

３　自主的な検査の推進

社団法人新潟県食品衛生協会と協力し、自主検査の実施を推進するなど、食品営業者の自主検査の実施を指導・支援します。

また、自主検査を実施し公表している食品関連事業者については、広く消費者に周知し、その取組が評価されるよう、自主基準の設定・公開制度*を活用した県のホームページによる公開制度を検討します。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や関係団体の広報や講習会などから情報を収集し、添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用に努め、使用履歴の記録を徹底します。

また、必要に応じ自主検査を実施し、適正使用の確認を行うとともに、積極的に情報公開を行います。

消　　費　　者：行政や関係団体、食品関連事業者が公表する情報等の入手に努め、添加物、農薬、動物用医薬品、飼料に関する正しい知識の習得に努めます。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
食品衛生責任者実務講習会受講率（県所管分）	96% （平成17年）	100%	100%
食品衛生法に基づく規格基準検査違反率	0.8% （平成17年）	0.7%	0.6%
農家巡回による動物用医薬品の適正使用指導（巡回農場割合）	100%	100%	100%
農業者・農薬販売店等に対する講習会受講者数*（新潟県病害虫防除所主催）	217人	500人	500人

施策６　遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止

現状と課題

遺伝子組換え技術は、将来的な食料危機の懸念や医療・産業面への貢献等を考えると、遺伝子組換えを含むバイオテクノロジーは必要な技術であり、本県の産業育成にとっても大きな可能性を持っています。

しかし、現時点では組換え食品に不安感を抱く県民も多く、遺伝子組換え作物と一般農作物との交雑や混入が起これば生産流通上に大きな影響を及ぼすことになります。このため、試験栽培や一般栽培を行うルールを定めた「新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を制定し、交雑混入防止基準や一般作物との交雑有無を確認するための要件などを定めたところです。

今後、この条例については社会的情勢や新たな知見があれば必要により見直しを検討します。

取 組 方 針

○　交雑等防止条例に基づき遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入を防止します。

県 の 取 組

１　栽培基準などの遵守事項の徹底と立入検査の実施による、適切な交雑混入防止措置の確保

「にいがた食の安全・安心審議会」の下に「遺伝子組換え作物に関する専門部会」を設置し、許可申請や届出内容の交雑混入防止措置に関する調査審議を行います。

また許可栽培者や届出試験研究機関に対し、立入検査等を行うなど、適切な交雑混入防止措置の確保を図ります。

２　交雑混入防止措置を含む栽培計画や栽培状況などの情報の提供

許可申請内容や届出計画、栽培状況の他、「遺伝子組換え作物に関する専門部会」を公開するとともに、審議内容をホームページに掲載などを通じて情報を提供します。

関係者の役割

食品関連事業者：遺伝子組換え作物に関する知識を深めるとともに、試験栽培、一般栽培を行う場合は、交雑防止条例を遵守し、徹底した交雑混入防止措置及び情報提供を行います。

消　　費　　者：遺伝子組換え作物に関する知識の習得に努めます。また、交雑・混入が生じた旨の情報や生じるおそれがある旨の情報を入手したときは県に申し出ます。

施策　7　一貫した監視等の実施

現状と課題

本県は、農林水産物の一大供給県であるとともに、多種多様な食品製造加工施設を抱え、食品産業は基幹産業となっています。また、旅館等の調理施設における安全確保は観光振興のためにも必要です。

したがって、県民の健康を守ることはもとより、全国の消費者の信頼を確保し、新潟の食のブランドを維持するため、食品等の生産から流通、製造加工、販売、調理、提供に至る各段階において、確実な安全確保対策を実施することは極めて重要です。

そのため、関係機関・団体が連携し、各段階において食品関連事業者に対し指導や監視を行うとともに、必要な検査を行い食の安全・安心確保対策を進めていく必要があります。

【あなたが、食の安全・安心のため、県に求めることは何ですか。（○は３つまで）】

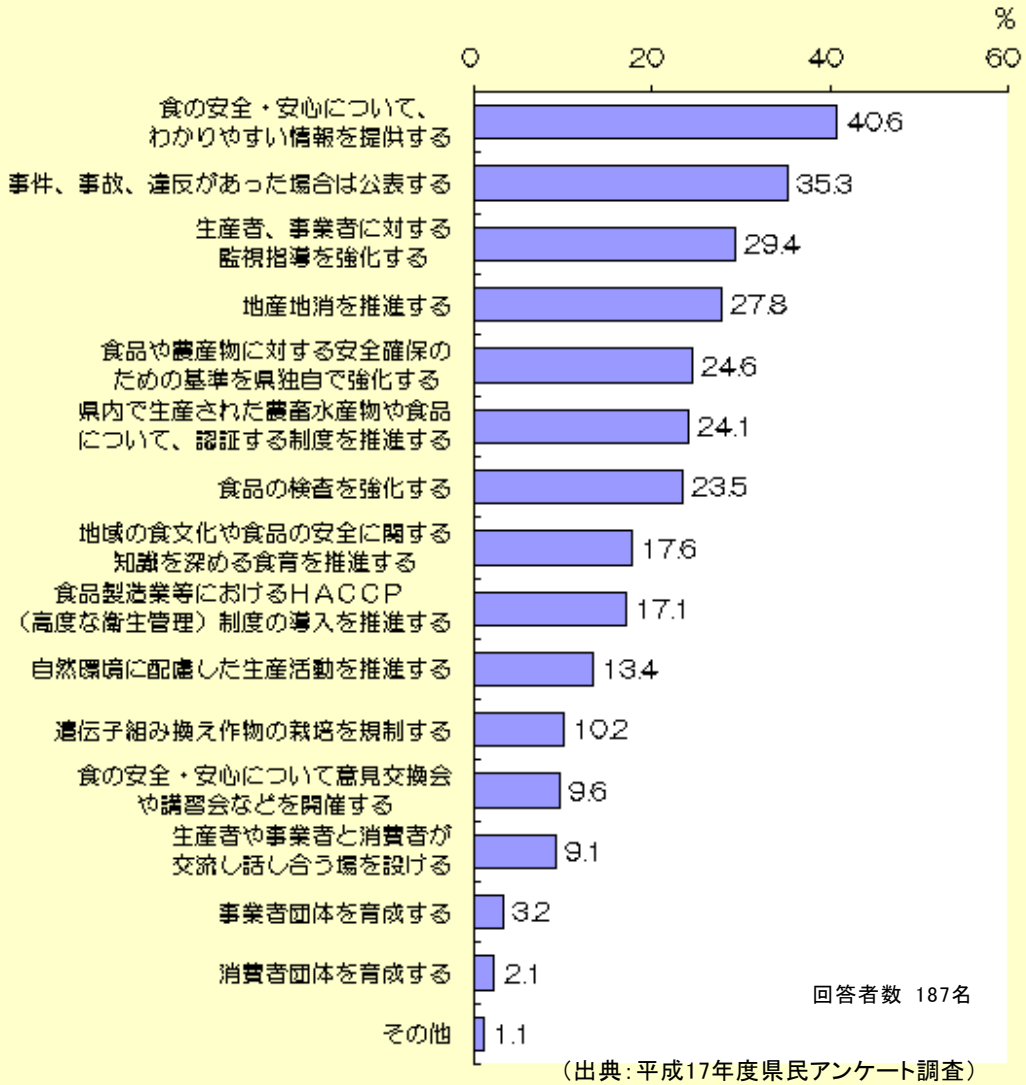

（出典：平成17年度県民アンケート調査）

取 組 方 針

○　食の安全確保のため、農林水産物の採取・生産段階から食品等の製造、加工、販売、調理、提供等の段階に至るまで、食品関連事業者に対し、関係機関が連携しながら必要な指導や監視を行います。

○　農林水産物も含め市場流通食品は、計画的な行政検査による安全確認を行い、必要な食品関連事業者の指導を行います。

県 の 取 組

1　農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の指導

（1）農薬の適正使用の指導　（一部再掲）

各種講習会、現地指導等を通じて、生産者に対する登録農薬の適正使用と使用履歴の記録について指導します。

また、農薬による人畜・環境等への被害を未然に防止するため、農薬危被害防止運動*を市町村・農業関係機関・団体と連携して実施し、各種講習会や広報活動等を通じて農薬の適正使用を啓発します。

公的機関の分析による農作物の残留農薬基準超過事案が発生した場合は、速やかに当該農作物を市場から回収させるとともに、原因を究明した上、該当生産者や産地に対する再発防止対策の徹底を指導します。

（2）動物用医薬品の適正使用の指導（再掲）

畜産農家や水産物養殖業者の巡回による、動物用医薬品の適正使用と使用履歴の記録についての指導、動物診療施設巡回による獣医師の畜産農家等への適正な指示及び家畜等への適正投与を指導します。

また、動物用医薬品販売業への立入検査等により動物用医薬品の適正販売を指導します。

（3）飼料の適正使用の指導（再掲）

飼料添加物などの畜産物への残留を防止するため、飼料の製造・販売業者及び農家の巡回により使用基準が定められた飼料の適正な使用について周知、徹底を図ります。

2　新潟県食品衛生監視指導計画*に基づく監視指導の実施

食品衛生法に基づき新潟県食品衛生監視指導計画を策定し、食中毒の発生時の影響度や流通の広域性等を考慮して、食品衛生上重要性が高い施設を重点対象とし、計画的かつ効率的な監視指導を進めます。また、監視結果については毎年公表し、必要に応じ計画の見直しを行います。

3　新潟県食品衛生監視指導計画に基づく行政検査の実施

輸入品も含め、農林水産物、市場流通食品について計画的に検査を実施することにより、行政による食品の安全確認を行い、食品衛生法等の違反が判明した際は、再発防止に必要な指導を行います。

4　と畜場、食鳥処理場における適正な食肉衛生検査、ＢＳＥスクリーニング検査、食鳥肉検査の実施

と畜場、食鳥処理場においては、生産者に対し衛生的な家畜の搬入を指導します。また、法に基づき適正なと畜検査、食鳥検査を行うとともに、継続的に高病原性鳥インフルエンザの監視を

行い、安全で安心な食肉を流通させます。

なお、法的に定めのない２０か月齢以下の牛のＢＳＥ検査についても、新潟県産牛の信頼確保の観点から県独自の判断で実施しており、今後も全頭検査体制を継続します。

関係者の役割

食品関連事業者：県の実施する指導や監視、検査に協力するとともに、関係法令を遵守し安全・安心な食品を生産・出荷します。

消　　費　　者：県が行う指導や監視、検査の実施状況及び結果に関心を持ち、必要に応じ県の施策に意見を表明します。

また、食品の購入や保存、消費にあたっては表示等を有効に活用し、食中毒の予防に努めます。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
県内の食中毒罹患率（人口10万人あたり）　（再掲）	24.5人※	22.0人	20人以下
食品衛生法に基づく規格基準検査違反率　（再掲）	0.8% （平成17年）	0.7%	0.6%
農家巡回による動物用医薬品の適正使用指導 （巡回農場割合）　（再掲）	100%	100%	100%
農業者・農薬販売店等に対する講習会受講者数* （新潟県病害虫防除所主催）　（再掲）	217人	500人	500人

※この数値は過去5年間（平成14年～18年）の平均値です。

施策　８　食品等の適正な表示の徹底

現状と課題

近年、産地偽装などの不正表示問題により、消費者の食品表示に対する関心はますます高まっています。食品表示は、消費者が食品を購入する際の大変重要な判断材料であり、ＪＡＳ法、食品衛生法、健康増進法、景品表示法、計量法などにより、表示すべき事項や使ってはならない広告表現等が定められています。

食品表示に対する理解と信頼性を高めるため、食品関連事業者に対して、関係機関・団体等と連携し、正しい表示について普及啓発を図り、不適正表示に対する監視指導を徹底するとともに、消費者に対しても表示のルールなどを普及啓発していく必要があります。

食品の表示に関する法律について

法律	表示の目的	主な表示項目
食品衛生法	飲食による衛生上の危害発生の防止	名称、使用された食品添加物、保存方法、消費期限又は賞味期限、製造者氏名、製造所所在地、アレルギー、遺伝子組換え等
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	品質に関する適正表示 消費者の商品選択に資するための情報表示	名称、原材料名（添加物含む）、保存方法、内容量、原産地名、消費期限又は賞味期限、製造者又は販売者の氏名・住所、遺伝子組換え、有機食品に関する事項等
不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）	虚偽、誇大な表示の禁止	（特定の表示義務づけはない）
健康増進法	健康及び体力の維持、向上に役立てる 健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等の禁止	栄養成分等

取 組 方 針

○　生産者や食品製造加工業者、食品販売者等の食品関連事業者に対し、食品衛生法やＪＡＳ法、健康増進法、景品表示法等各種法律に基づく適正な表示や広告について、十分な普及啓発を行います。

○　販売店等において食品表示の指導及び点検、監視を行い、不適正表示食品の排除と適正な表示の徹底を図ります。

○　外食事業者の原材料原産地表示の取組を推進します。

県 の 取 組

１　各種講習会、説明会、セミナーなどによる正しい表示知識の普及啓発

食品衛生法やＪＡＳ法、健康増進法、景品表示法等各種法律に基づく適正な表示や広告について、県や関係団体、食品関連事業者が開催する講習会、説明会、セミナーなどを積極的に活用し、

食品関連事業者への普及啓発を行います。

2　広報誌や関係団体機関紙などによる正しい表示知識の普及啓発

県が発行する広報誌や情報誌、関係団体の機関紙などを活用し、表示や広告に関する正しい知識の普及啓発を行います。

3　食品表示に関する相談窓口の設置による普及啓発

県の各地域振興局（支局）の健康福祉（環境）部並びに農林水産（農業）振興部では、食品表示に関する各種相談や情報提供等により、食品関連事業者に対する正しい知識の普及啓発を行います。

また、表示に関する相談の一元的な対応についても検討します。

4　不適切な食品表示についての改善指導

事実に反する表示や、人を誤認させるような表示が判明した際は、県は各種法律に従い、厳正に改善指導や指示・注意を行い、適正な表示を確保します。

5　販売店等における食品表示の点検指導、監視の実施

県の各地域機関ごとに策定する年間計画や食品衛生監視指導計画に基づき、販売店等における食品表示について、立入調査、点検、監視を行い、不適正な表示については迅速に排除するとともに、必要な改善指導、指示を行い、適正な表示を確保します。

また、県民から公募した食品表示ウォッチャー*から、各地域の食品販売店での表示状況について調査・報告をしていただき、その結果を県の指導等に役立てていきます。

6　外食での牛肉の原産地表示の推進

米国産牛肉の輸入再開により、消費者からは、外食での牛肉の原産地表示を望む声が強まっていることから、外食での牛肉の原産地表示に関する県の指針を定めるとともに、指針に基づく取組を推進するため、「外食の原材料原産地表示取組宣言制度」を創設し、表示の推進を図ります。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や関係団体が開催する講習会などに積極的に参加し、食品表示に関する正しい知識の習得に努めるとともに、関係法令に基づき適正な表示や広告を行います。

また、県が行う牛肉の原産地表示推進などの施策に積極的に取り組みます。

消　費　者：県が行う指導や監視、検査の実施状況及び結果に関心を持ち、必要に応じ県の施策に意見を表明します。

また、食品の購入や保存、消費にあたっては表示等を有効に活用し、食中毒の予防に努めます。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
食品衛生責任者実務講習会受講率（県所管分）　（再掲）	96% （平成17年）	100%	100%
広域流通食品製造施設監視数	2,327回	2,300回	2,300回
食品表示ウォッチャーによる調査店舗数	990店舗	990店舗	990店舗

施策　９　危機管理体制の整備

現状と課題

食品等に起因する健康被害は、その発生原因や影響範囲、対象者も多種多様であり、被害が極めて広範囲に及ぶ事故も発生しています。

また、平成１３年に起きた米国の同時多発テロ以降、どういう形の事件が起きるのか想定できない情勢にあり、食品・水を使用したテロ等への万全な対応も求められています。

県では現在でもマニュアルの整備や食品事故発生時の連絡体制の整備をしておりますが、発生した場合の被害の拡大を防止するため、今後は定期的な訓練を実施するなど、より実践的な危機管理体制とする必要があります。

取 組 方 針

○　食品関連事業者における危機管理の取組を推進します。

○　県は、食品による危機発生時に的確な対応を行うため、必要な体制の構築並びに対応マニュアルの整備を図ります。

○　食品による危機発生時に迅速な対応ができるよう、職員に対しマニュアルに基づく訓練を行い、より実践的な危機管理体制を作ります。

県 の 取 組

１　食品関連事業者に対する、危機管理体制の整備や事故発生時の対応の啓発

食品関連事業者に対し、講習や研修、各種指導の機会を活用し、危機管理・緊急連絡体制の整備や事故発生時の対応マニュアルの整備等について啓発します。

２　食品等に起因する健康被害事例の適切な調査と被害拡大防止指導

食品等に起因する健康被害事例の調査・処理にあたっては、食中毒処理マニュアルなどに基づき、迅速かつ的確に調査を行い、原因究明と必要な被害拡大防止措置を行います。

また、危機の状況により、警察・消防機関、医師会、検疫所等と連携して取り組みます。

３　消費生活センター等の苦情相談窓口機関との連携強化

食の安全安心の相談窓口である保健所において危害食品情報の収集に努めるとともに、消費者からの様々な苦情や相談の窓口となっている消費生活センター等の機関から健康を損なうおそれのある食品等の情報を積極的に収集し、迅速な調査・対応を行うことにより、健康被害の発生や拡大の防止を図ります。

４　緊急事態発生時の迅速な公表の実施

食品等に起因する緊急事態発生時には、行政としてテレビ、ラジオ、新聞各社に協力を要請し、積極的に正しい情報の発信を行い、誤った情報の伝達による風評被害を防止します。

５　緊急時の検査支援体制の検討

大規模な食品関連事故等に際し、県の検査能力を超える検査需要が発生した場合、必要に応じ民間検査機関を活用できるよう支援体制を検討します。

6　健康危機管理対応演習の実施

テロ等も含め、食品等に起因する健康危機に的確に対応し、被害拡大を防止するため、保健所等の職員に対し、健康危機発生時の対応について実務的な演習を定期的に開催し、職員の能力向上を図ります。

関係者の役割

食品関連事業者：様々な危機発生に備え、危機管理・緊急連絡体制や事故発生時の対応マニュアルを整備します。
　また、危害発生時には迅速な情報提供を行い、適切な被害拡大防止措置を行います。

消　　費　　者：日頃から食に関する危害情報の収集に努め、危機発生時においても適切な対応を行い健康被害から身を守ります。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
健康危機管理対応演習実施回数	1回	1回	1回

施策１０　研究開発の推進

現状と課題

県では、農業総合研究所において環境保全型農業を推進するための研究開発を行い、保健環境科学研究所において、食品の微生物や残留農薬等の調査研究を行うなど、各研究機関では、県の基幹産業である農林水産業や食品産業を支えるため、食の安全・安心に関する様々な研究開発を推進しています。

また、食品の安全性確保のため、今まで以上に国や大学等の研究機関、民間企業などと連携し、研究開発とその成果の普及を進めることが必要です。

取 組 方 針

○　食品が原因となる健康被害防止のため、健康被害を起こすような物質や病原体等の分析法や検査法について調査研究を進めます。

○　安全・安心・健康志向や環境保全等に配慮した農林水産業のための研究を推進します。

県 の 取 組

１　食品中の残留農薬一斉分析法の研究開発

国の研究機関などと連携し、残留農薬の一斉分析法の研究開発を進めます。

２　食中毒・感染症病因物質の迅速分析法の開発

食中毒等の発生メカニズムを究明し、適切な再発防止の指導を行うため、より簡便で迅速な病因物質の検査法の開発を進めます。

３　品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法*を活用した安全・安心な農作物生産技術の開発

いもち病に強いコシヒカリＢＬの育成や、有用微生物等を活用した防除法の開発など、環境保全型農業の推進に向け化学合成農薬の使用量を低減するための技術開発に取り組みます。

４　有害土壌汚染物質（土壌中の残留農薬等）の除去、吸収抑制技術の開発

土壌中に残留している農薬等の有害土壌汚染物質の除去技術や農作物に吸収されにくくする土壌管理技術の開発など、安全・安心な農作物の提供に向けた技術開発を進めます。

５　生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発

海洋深層水を原料とした氷の活用等、高鮮度を維持できる鮮度管理手法の開発研究に取り組みます。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や関係団体の広報・講習会などから情報を収集し、食の安全に関する新しい技術についての知識を習得するとともに、積極的にその導入や実践に努めます。

消　　費　　者：行政や関係団体の広報・講習会などから情報を収集し、食の安全に関する新しい技術についての理解を深めるとともに、食の安全・安心を目指した県産食品の消費に努めます。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
検査可能な農薬･動物用医薬品数	約300種	400種以上	400種以上
環境保全型農業の推進に向けて取り組む研究課題数	11課題	11課題	11課題